



所得税の配偶者控除について

鈴木善充

要旨 本稿では、所得税における扶養控除の見直しの1つである配偶者控除を取り上げて現行制度の課題について検討をおこなった。

第1に、これまでの政府税制調査会での議論からは、過去では配偶者の就労への中立性や家事労働への経済的価値などが議論されていたが、最近では、配偶者控除廃止による財源での子育て支援や新たな夫婦控除の創設が議論されていることがわかった。また配偶者控除を所得控除方式から税額控除方式へ転換させるべきとの議論が存在している。

第2に、過去の研究によると、配偶者控除の存在が配偶者の労働供給に負の影響を及ぼしているかどうかについては、廃止による既婚女性の労働供給への影響はわずかに増加する程度であり、過去の配偶者控除が拡大された税制改革によって有配偶の女性への有業率にわずかな正の影響があるという結果がえられていることがわかった。

第3に、同水準の世帯所得の共働き世帯と片働き世帯を取り上げて担税力の比較をおこなったところ、片働き世帯は家事労働による帰属所得を得ているとみなすことができるので、片働き世帯が多くを負担をすべきであるが、現行制度では帰属所得に課税することができないので、片働き世帯に有利な税制になっていることがわかった。

キーワード 所得税, 配偶者控除, 労働供給, 担税力

原稿受理日 2018年4月27日

Abstract This paper examined the spousal deduction that is one of the reviews of the credit for dependents in the income tax and examined the problem of the current system.

First, the Tax Commission has discussed neutrality of spousal's employment and economical value of domestic labor in the past. Recently, however, the commission considered child care support and introduction of the "new married couple deduction" based on the revenue from abolishing the spousal deduction. This discussion also contains the conversion of the spousal deduction system into tax deduction from income deduction.

Second, previous studies have focused on whether the spousal deduction has a negative effect on the labor supply of spouses. These studies clarified that the labor supply of married spousal women decreased slightly, while the expansion of the spousal deduction had a slight positive effect that increased the employment rate of women with spouses.

Third, comparison of the tax capacity between the married couple with dual-income and a single income at the same income level showed that the married couple with a single income has an advantage in tax system. This is because the married couple with a single income has imputed income in domestic chores, so that the couple needs to pay more taxes. However the tax system cannot levy imputed income.

Key words income tax, spousal deduction, working supply, tax capacity

1. はじめに

第2次安倍政権では一億総活躍社会が掲げられ、その中の1つとして女性の社会進出の促進がある。安倍首相は女性の就労を抑制している税と社会保障制度の見直しと働き方に中立的な制度への検討を担当大臣に指示を出した⁽¹⁾。このことから所得税における扶養控除の見直しが始まった。本稿では、扶養控除の1つである配偶者控除を取り上げて現行制度の課題について検討する。

配偶者控除は、かつて夫婦世帯の主流であった片働き世帯の夫と、専業主婦の夫への内助の功を、税制で報いるために導入された。しかし女性の社会進出により、共働き世帯が増加し、配偶者控除のあり方が問われ始めてきた。

本稿において、課題を検討するにあたっては、まず2000年代以降において、政府税制調査会と専門家でどのような議論がなされているのかについて概観する。次に、配偶者控除の存在が、女性の就労にどの程度抑制しているのかについての研究を紹介する。そして、現行の所得税制度が、片働き世帯と共働き世帯の負担の中立性を阻害しているのかについて、データを用いたシミュレーション分析によって検討する。最後はまとめとする。

2. これまでの議論と既存研究

2.1. 政府税制調査会での議論

表1は、近年に政府税制調査会でなされた議論をまとめたものだ。2005年6月での「基礎問題小委員会」の資料によると、配偶者控除制度の問題点として、「現行制度の下では、配偶者は、その就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮せざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性といった面でも矛盾が生じている。」「就業している配偶者であっても、所得が一定以下であれば自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない。その一方で、パートナーが配偶者控除の適用を受けることで、夫婦で二重に控除を享受するという問題が生じている。」とされている⁽²⁾。

2007年11月では、これまでの配偶者控除制度による配偶者の就労の中立性への阻害に加

(1) 第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議議事要旨(2014年3月19日)による。

(2) 平成17年(2005年)6月政府税調「基礎問題小委員会」資料、「個人所得課税に関する論点整理(抄)」3. 世帯構成と税負担のあり方から引用。

所得税の配偶者控除について（鈴木）

えて、「男女共同参画社会が進んでおり、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある。」「納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある。」という議論があったことと、現在の議論につながる配偶者控除の見直しによる財源での子育て支援についても議論がされたとしている⁽³⁾。

表1 政府税制調査会での議論

2005年6月	基礎問題小委員会	配偶者の就労への中立性に対する矛盾を指摘。夫婦で配偶者控除を受けるケースを指摘。
2007年11月	政府税制調査会資料	女性の社会進出による配偶者の家事労働に納税者本人にとっての経済的価値を指摘。
2014年11月	政府税制調査会資料	配偶者控除の廃止の是非と5つの提案。
2016年11月	政府税制調査会資料	配偶者控除の廃止による財源での子育て支援と低所得者の配偶者の担税力の減殺という課題を指摘。企業への家族手当の見直しについてのアンケート結果を公開。夫婦控除の創設について言及。

出所：政府税制調査会資料より作成。

2014年11月には、配偶者控除への大きく3つの代替案とその場合への対応として、5つの代替案が示されている⁽⁴⁾。1つめは、配偶者控除を廃止する場合にすべての納税者に適応させる場合と、所得制限を設定させる場合であり、いずれの場合でも、廃止による財源で子育て支援を拡充させるというものである。2つめは、配偶者控除を廃止し、配偶者の所得の計算において控除をすべて利用できなかった基礎控除を、納税者に移転させる仕組み（移転的基礎控除）を導入する案（税額控除化もあり）である。この案によっても子育て支援の拡充をさせようとしている。いまひとつは、夫婦世帯に対して配偶者の収入にかかわらず適用させる控除の新設（夫婦控除）である。

夫婦控除については、少子化対策として、まずは、夫婦の形成を支援し、子供に着目した支援が必要であるが、離別や死別も考慮すべきであるとしている。高所得者層への夫婦控除を適用すべきなのかについても議論されている。いまひとつの喫緊の課題として、配偶者控除の水準が企業の配偶者手当の支給基準になっていることがあげられている。

そこで、2016年11月の政府税制調査会資料には、人事院による家族手当の見直しについ

(3) 他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあったとある。

(4) 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）（案）」により引用。

ての企業アンケート調査の結果が掲載されている⁽⁵⁾。図1は政府税制調査会資料からの抜粋である。図1によると、企業の76.5%が家族手当を支給し、その90.3%が配偶者向けに支給しているとしている⁽⁶⁾。その中で、配偶者の収入制限として103万円としている企業シェアが68.8%であり、最も高くなっていることがわかる。政府税制調査会では、「配偶者控除に係る「103万円」という水準が企業の配偶者手当の支給基準として援用されていることなどが就業調整の喫緊の課題の一因ではないかとの指摘に対応する観点から、配偶者控除について、税収中立の考え方を踏まえつつ、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることも一案との意見があった。」とされている⁽⁷⁾。

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に対する家族手当の支給状況			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の手当を見直し予定がある	配偶者の手当を見直し予定がない		
76.5%	(90.3%)	[5.9%]	[94.1%]	(9.7%)	23.5%

(注1) [] 内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 (注2) [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[84.9%]	<25.8%>	<68.8%>	<5.4%>	[15.1%]

(注1) [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。
 (注2) < > 内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,885円
配偶者と子1人	19,893円
配偶者と子2人	25,418円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

出所：財務省「参考資料（所得税）」（平成28年11月14日）より抜粋。

図1 家族手当の見直しに対する企業アンケート結果

以下では、配偶者控除に対する専門家の意見をみてみよう。鎌倉（2017）は、配偶者控除の存続を支持する意見として、①配偶者を担税力の減殺要因、②内助の功、③配偶者の

(5) 人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果である。
 (6) 対象とされる企業規模は従業員50人以上である。
 (7) 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（2016年11月14日資料）」p.5, 27行目から引用。

最低生活費非課税，④憲法25条（生存権保障）が税法に現れているとしている。また配偶者控除の廃止を支持する意見として，①配偶者の就労を阻害，②包括的所得の概念では専業主婦世帯は家事サービスで帰属所得を得ている（専業主婦世帯に重課），③帰属所得に課税は事実上できないので勤労配偶者控除の創設か共働き世帯に家事サービス経費控除を認めることをあげている。

三木（2016）は配偶者控除の役割は「自分で働いて所得のある女性は基礎控除として差し引き，所得のない専業主婦は夫の所得から差し引いている」とし⁽⁸⁾，「本来は，所得の全くない人が配偶者控除の適用対象であり，所得のある場合はその分については控除額を減らす法を採用すべき」であるとしている⁽⁹⁾。

土居（2016）は配偶者控除をはじめ，所得控除を税額控除化させることを提案している。税額控除化することのメリットとしては，「所得控除で税負担を軽減すると，同じ金額でも高所得者にはより多く，低所得者にはわずしか税負担軽減効果が及ばず，所得格差が是正できない。これに対して，税額控除で税負担を軽減すると，皆に同じ金額の税負担軽減効果が及び，高所得者に（税率を上げることなく）より多く税負担を課すことができ，所得格差が是正できる。全体では税収中立だが，より低所得者には減税，より高所得者には増税という形で，わが国の所得税における所得再分配機能を回復させる，という政策目的が実現できる。この観点から，従来の所得控除を税額控除に改めることで，働く女性により多く恩恵をもたらしつつ，所得格差是正も図ることが考えられる。」とし，また「その点，現行制度で所得控除の形で与えられている配偶者控除を，働いているかいないかにかかわらず夫婦であることを条件として，税額控除に形を変えて税制の恩恵を与えれば，低所得の専業主婦世帯でも引き続き恩恵を受け続けられて増税にはならないようにしつつ，現行制度では配偶者控除の形では恩恵が受けられなかった共稼ぎ世帯には，新設する税額控除が新たに加わって減税となるようにできる。」としている⁽¹⁰⁾。

高山・白石（2017）は，夫婦控除の導入をマイクロシミュレーション分析をした結果，パート主婦で負担増になるのは少数派であり，多くは負担減となるとしている。所得控除方式の夫婦控除は，高所得世帯に有利になるため，税額控除方式にすることを提案している⁽¹¹⁾。

(8) 三木（2016）から引用。

(9) 三木（2016）から引用。

(10) 土居（2016）より引用。

(11) 『国民生活基礎調査（2013年版）』によってマイクロシミュレーションをおこなっている。パート主婦の多くが負担減となるのは，所得税納税者の6割が最低税率の5%にあるためだとしている。

森信（2016）は、2014年の政府税制調査会の大きなくくりの3つの提案に対して、配偶者控除を廃止することに対しては賛成し、児童税額控除の導入を提言している。移転的基礎控除に対しては、夫婦間で適用税率が異なってくると、低所得な配偶者の就労抑制となると指摘し、税額控除化する制度はオランダで導入済みであり、所得再分配が高まると指摘している。夫婦控除に対しては、少子化への対応を税制が支援することから正当性があるが、所得制限の設定が課題であるとしている。

2.2. 配偶者控除と労働供給

所得税制における配偶者控除の存在が、夫婦世帯における配偶者の労働供給を阻害しているという見解がある。いわゆる「103万円の壁」という考え方である。2018年から配偶者控除の年収上限が103万円から150万円に引き上げられることとなった。

「103万円の壁」に対する家計の認識において一部の誤解がある。パート労働者の収入が103万円を超えると所得税の負担が発生するために、世帯の手取り収入が減少するという誤解である。1987年に配偶者特別控除が創設される以前は、配偶者の所得が103万円を超えると、世帯レベルでの手取り収入が減少してしまうという「103万円の壁」が存在していた。実際には配偶者の収入が103万円を超えると、控除が適用される側は配偶者控除ではなく、配偶者の収入が増加するにつれて、減少する配偶者特別控除が適用されるために、世帯での手取り収入は減少しない仕組みとなっている⁽²⁾。

そこで、配偶者控除による配偶者の労働供給への影響についての既存研究の成果をみよよう。

樋口・西崎・川崎・辻（2001）は、1995年度税制改革（配偶者控除等の拡大）が女性の労働力率と労働時間に影響をもったのかについて、分析している⁽³⁾。彼らは、分析結果として、「配偶者控除等の適用所得上限額の引上げは上述のパラメータを用いると、有業率を0.50%押し上げ、特に制度内パートの就業確率を0.40%引き上げる。一方、控除額自体の引上げによる影響は、夫の平均限界税率を適用して試算すると、有業率を0.03%引き下げ、制度内パートの確率を0.008%引き下げる。この結果、全体として有配偶の女性の有業率を0.49%押し上げ、そのうち制度内パートの確率を0.39%押し上げる効果を持つ。」としている⁽⁴⁾。

(2) 配偶者の収入が141万円まで適用される。

(3) 1995年度の税制改正では基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除がそれぞれ35万円から38万円に引き上げられている。またこれらの改正に伴って、配偶者控除等の適用所得上限額が135万円から141万円に引き上げられている。

(4) 樋口・西崎・川崎・辻（2001）p.15, 11行目から引用。

大石（2003）は、『国民生活基礎調査（1998年）』の個票データを用いて税制、社会保障制度、配偶者手当がサラリーマンの妻の就業にどのような影響を与えているのかについて分析している。分析の結果として、サラリーマンの妻は自営業の妻と比較して、130万円以上稼ぐ傾向が弱く、103万円以内に収まる傾向が強いとしている。

高橋（2010）は、『消費生活に関するパネル調査（JPSC）』（1994年～2003年）を用いて、配偶者控除制度と社会保障制度の変化が既婚女性の労働供給に与える影響を分析している。高橋（2010）は分析結果として、配偶者控除の廃止による既婚女性の労働時間は年間「1455時間から1465時間とわずかに増加するにすぎず、これを%変化に直せば0.7%の増加にしかない。」としている⁽⁵⁾。

このように過去の研究成果をみると、配偶者控除の廃止による労働供給への影響は小さいものといえる。

3. 課税単位

3.1. 担税力について

配偶者控除の廃止を検討する際に、いまひとつ検討しなければならないことは課税単位の問題である。単身世帯と夫婦世帯では、耐久消費財の消費などにおいて後者にスケールメリットが存在するために担税力が高いというものである。しかし、これを配偶者控除によって夫婦世帯を優遇しているという考え方である。この点について藤田（1992）は、「アメリカ連邦所得税で行われているように、二乗二分方式ほど有利でない単身者と別の税率表を設け、これを夫婦の合算所得に適用するのがよい」としている⁽⁶⁾。

金子（1977）は、公平の観点からは、消費単位を基準とした担税力で課税するのがよいが、「共稼ぎ夫婦は片稼ぎ夫婦に比して担税力が少ないから、その間の公平を保つための何らかの措置が必要となる。（中略）職業に従事する主婦に特別控除を認める」と述べている⁽⁷⁾。

世帯類型別の担税力についての基準としては、Oldman and Temple（1960）による3つの基準が存在する。これは以下のようにになっている⁽⁸⁾。

①合計所得の夫婦世帯を想定すると、片働き世帯は共働き世帯よりも多く税負担をすべ

(5) 高橋（2010）p.40, 13行目から引用。

(6) 藤田（1994）p.52, 2行目から引用。

(7) 金子（1977）p.727, 15行目から引用。

(8) Oldman and Temple（1960）p.603 より引用（訳は筆者）。

きである。

②共働き世帯と2人の単身の合計所得が同じ場合は、2人の単身より多くの税負担をすべきである。これらの配分は配偶者が働いているときに、共同生活の経済的利点が大いことに基づく。

③単身は片働き世帯より同じか、多くの税負担をすべきであり、これは共同生活の利点はかなり大きく、2人は1人より生活費が安くなるからである。

大田(1994)は、共働き世帯と片働き世帯では、片働き世帯において専業主婦の帰属所得の存在を指摘し、片働き世帯が多くの税負担をすべきであるという Oldman and Temple (1960)の原則を妥当であるとしている。そこから大田(1994)は、配偶者控除を廃止して、共働き世帯に家事サービス費用を控除対象とすべきであると主張している¹⁹⁾。

そこで本節では、世帯類型によって所得税負担がどのような状況になっているのかについてデータを用いて分析する。これまでも本間・齊藤・跡田・橋本(1988)、林・橋本・齊藤・本間(1989)などにおいて、世帯類型の違いによる税負担の比較がおこなわれている。本稿においてもこれらの分析手法を踏襲する。

使用したデータは、『平成26年全国消費実態調査』における勤労者世帯(片働き世帯と共働き世帯)に関するデータである²⁰⁾。2種類の世帯データを比較する際の注意事項として、両者の所得階級の区割りが、下層と上層において異なっていることの調整がある²¹⁾。

図2は、片働き世帯と共働き世帯での消費支出を所得階層別に比較した結果である。規模の経済性を調整するために、等価尺度を用いて比較している²²⁾。図2によると、所得階層が上位にいくにつれて、消費支出額は大きくなっていることがわかる。規模の経済性を

19) 大田(1994) p.191を参照。また大田(1994)は共同生活における規模の経済の発生に対して、賃貸住宅が単身向けに豊富にあることを考慮すると、それほどメリットがあるかは疑問としている。

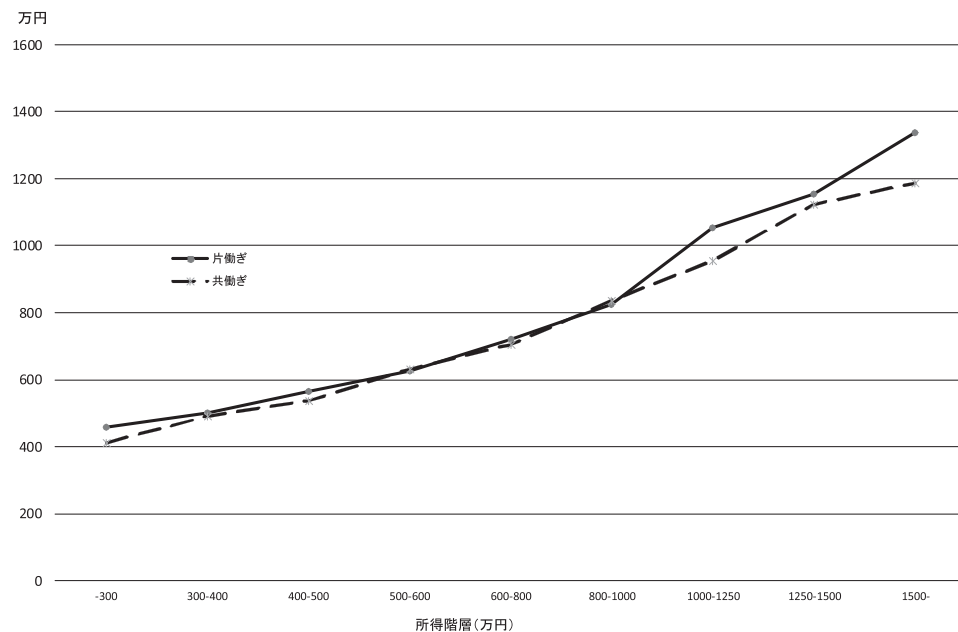
20) 片働き世帯は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯における「第59表 子供の数、年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の「夫婦と未婚の子供のみの世帯で世帯主のみが有業者の世帯」の平均データである。共働き世帯は、二人以上の世帯のうち勤労者世帯における「第46表 年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出」の「世帯主が勤労者でその配偶者も勤労者である世帯」の平均データである。

21) 世帯人員、収入などのデータは片働き世帯の「200万円未満」と「200万円以上から300万円以下」を統合させた。同様に共働き世帯の「1500万円以上から2000万円以下」と「2000万円超」を統合させた。統合のやり方は $(「A階層データ」 \times A階層抽出数 + 「B階層データ」 \times B階層抽出数) / (A階層抽出数 + B階層抽出数)$ である。

22) 等価尺度は世帯類型によって異なる規模の経済性を調整して世帯間の厚生水準を比較する場合に用いられる。等価尺度は可処分所得を世帯規模(家族数)に等価弾力性を指数として乗じた値として計算される。過去の研究成果から等価弾力性の値は0.5に近似されるとし、OECD尺度とされている。詳細は渡辺(2013)を参照。

所得税の配偶者控除について（鈴木）

調整すると、所得階層が800万円～1,000万円までの世帯では両世帯で消費支出にほとんど差がないことがわかる。しかし、所得階層が1,000万円超の世帯になると、片働き世帯の消費支出が上回るようになる。所得分布を考慮すると、世帯数の多くの割合で、消費支出に規模の経済性が効いていることがわかる。



出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。

図2 世帯類型別の消費支出

次に世帯類型の所得税の負担を計測した。計測方法は、片働き世帯の場合、世帯主の勤め先収入が掲載されているので、給与所得控除額を計算によって算出することができる。基礎控除（38万円）と配偶者控除（38万円）は、各所得階層が利用しているものとしている。扶養控除は、世帯人員から2人を差し引いた値に38万円を乗ずることで算出した^㉓。社会保険料控除については、財務省が使用している簡易計算によった。計算方法は、給与収入900万円以下には10%を乗じ、900万円超から1,500万円以下には4%を乗じた額に54万円を加えた額とした^㉔。これらによって、世帯主の課税所得が計算されて、所得税の累進税率を乗じることで、各所得階層の所得税が計算される。

㉓ 扶養控除については19～23歳については特定扶養控除として63万円、70歳以上については老人扶養控除（同居）として58万円であるが、データには18歳未満人員と65歳以上人員のみが記載されているため、単純化のために1人当たり38万円の扶養控除が適用されるものとして計算した。

㉔ 社会保険料控除の計算方法は2014年当時のものであり、これは現在では変更されている。

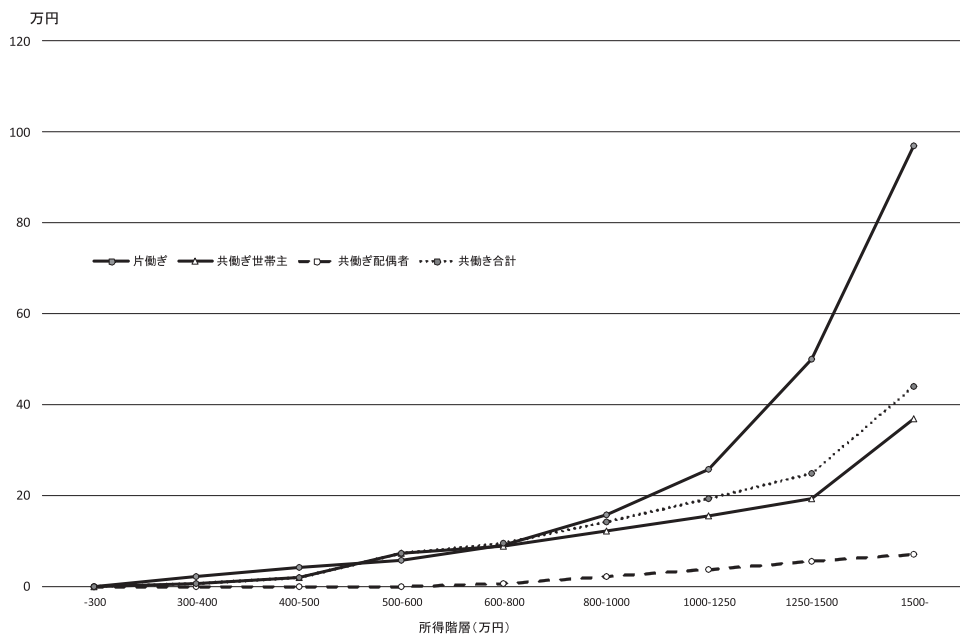
共働き世帯の場合、配偶者の収入が103万円に満たない世帯では、世帯主は配偶者控除を利用しているものとした。配偶者の収入が103万円を超えている世帯では、扶養控除は世帯主が利用しているものとした。

表2は、以上の計算によって得られた所得階層別の所得税負担額をまとめたものだ。なお、表2では、各世帯の勤め先収入と課税所得も掲載している。これをグラフ化したものが、図3である。

表2 世帯類型別の所得税負担額 (単位：万円)

世帯類型・項目		所得階層 (万円)									
		-300	300-400	400-500	500-600	600-800	800-1,000	1,000-1,250	1,250-1,500	1,500-	
片働き	勤め先収入	243.2	336.8	398.3	447.6	541.1	646.5	758.3	900.8	1177.4	
	課税所得	0.0	43.5	81.5	114.5	179.2	255.3	343.0	464.2	698.1	
	所得税額	0.0	2.2	4.1	5.7	9.0	15.8	25.8	50.1	96.9	
共働き	世帯主	勤め先収入	185.7	251.8	306.7	365.1	419.9	494.5	557.1	622.9	730.8
		課税所得	0.0	11.5	39.9	146.0	176.2	218.3	253.2	289.2	397.5
		所得税額	0.0	0.6	2.0	7.3	8.8	12.1	15.6	19.2	36.8
	配偶者	勤め先収入	75.1	82.5	93.3	109.3	128.4	159.8	217.5	278.9	330.7
		課税所得	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	40.8	74.5	111.4	142.4
		所得税額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.0	3.7	5.6	7.1

出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。



出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。

図3 世帯類型別の所得税負担額 (単位万円)

所得税の配偶者控除について（鈴木）

片働き世帯と共働き世帯合計を比較すると、300万円以下世帯から800万円～1,000万円世帯の階層までは、世帯レベルでの税負担はそれほど差がないことがわかる。しかし、1,000万円を超える世帯では、片働き世帯の方が共働き世帯よりも税負担が高くなっている。1,000万円～1,200万円階層では6.5万円、1,250万円～1,500万円階層では25.4万円、1,500万円以上階層では53.0万円の負担差が発生している。高所得階層において世帯レベルでの所得税負担に大きな差が出ていることがわかる。

片働き世帯と共働き世帯の世帯主の負担についてみてみると、400万円～500万円階層までは、片働き世帯の負担額が、少しではあるが、上回っている。500万円～600万円階層では、共働き世帯の負担額が少し上回るようになるが、600万円～800万円階層では、ほぼ拮抗する。800万円超の階層から高い所得階層の世帯主で、片働き世帯主の税負担が共働き世帯主のそれを上回るようになり、その差額は拡大していく。差額は、800万円～1,000万円階層では3.7万円、1,000万円～1,250万円階層では10.2万円、1,250万円～1,500万円階層では30.9万円、1,500万円超階層では60.1万円となっている。

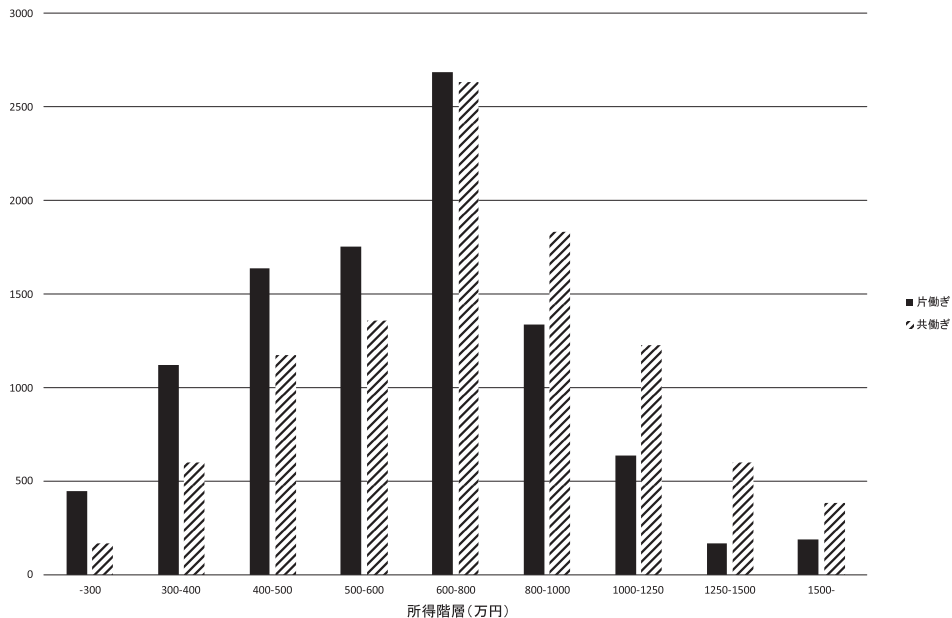
共働き世帯の配偶者の負担についてみてみると、500万円～600万円階層までは、配偶者の課税所得が、課税最低限以下になっているために、税負担がない。600万円～800万円階層において0.6万円の税負担となっている。所得税負担が、この階層より高い世帯において、配偶者に発生する。しかし、すべての所得階層の課税所得が195万円以内の最低税率となっている。

以上のことから片働き世帯の負担が多くなっているのは、世帯所得が800万円を超える世帯であることがわかった。この差は互いの世帯主の負担に大きく依存していることであり、共働き世帯が配偶者によって不利になっている要素は小さいものといえる。

図4は、片働き世帯と共働き世帯の分布を描いたものである。図によると、600万円～800万円階層までは、片働き世帯の分布が上回る。それより高い階層において、共働き世帯の分布が上回ることがわかる。計算結果からは、800万円～1,000万円階層までは、世帯レベルでの税負担額の差は、大きくないことがわかった。

片働き世帯の分布は大きく不利になる1,250万円階層より高い階層は分布が少ないことがわかる。配偶者控除によって高い限界税率の有利さを受けている世帯は、かなりの少数派である。また、この階層に属する配偶者の課税所得は、最低税率の範囲であることから配偶者控除を廃止してまでも、女性の社会進出を促す必要があるかどうかは疑問である。

最後に、Oldman and Temple (1960) および、大田 (1994) が指摘している片働き世帯における専業主婦の帰属所得の存在を考慮した場合を検討する。彼らは、同じ所得水準



出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。

図4 片働き世帯と共働き世帯の分布 (1万分比)

の片働き世帯と共働き世帯であれば、片働き世帯は、家事労働による帰属所得を得ているとみなすことができるので、片働き世帯が多くを負担をすべきであるが、現行制度では帰属所得に課税することができないので、片働き世帯に有利な税制になっているのではないかというものである。

内閣府(2013)によって、家事労働による帰属所得は推計されている。本稿では、この推計値を利用することにした。内閣府(2013)では、家事労働による帰属所得は192.8万円と推計されている^⑤。図5は共働き世帯と片働き世帯で所得税負担率を比較したものである。片働き世帯については家事労働による帰属所得を考慮したケースを計算している。計

⑤ 推計結果は機会費用法(OC法)で192.8万円、代替費用法スペシャリストアプローチ(RC-S法)で156.5万円、代替費用法ジェネラリストアプローチ(RC-G法)で142.2万円となっている。内閣府(2011)によると、それぞれの推計方法の違いは以下のように説明されている。OC法は、「家計が無償労働を行うことによる逸失利益(市場に労働を提供することを見合わせたことによって失う賃金)で評価する方法である。無償労働を行った者の賃金率を使用するため、評価額には、男女間の賃金格差などが反映し、無償労働の内容ではなく、誰が無償労働を行ったかで評価が変わりうる。賃金換算の際には、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の産業計(性別・年齢階層別)所定内平均賃金率を用いる。」RC-S法は、「家計が行う無償労働を、市場で類似サービスの生産に従事している専門職種の賃金で評価する方法である。ただ、家計と専門職種では、規模の経済性や資本装備率の違いによる生産性格差が存在する。賃金換算の際には、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の職種別所定内平均賃金率を用いる。」RC-G法は、「家計が行う無償労働を家事使用人の賃金で評価する方法である。ただし、家事使用人は、家計の無償労働のすべてを行うわけではない。賃金換算の際には、既存の調査結果などを基に、家事使用人の賃金率を推計して用いる。」(p.2から引用。)

所得税の配偶者控除について（鈴木）

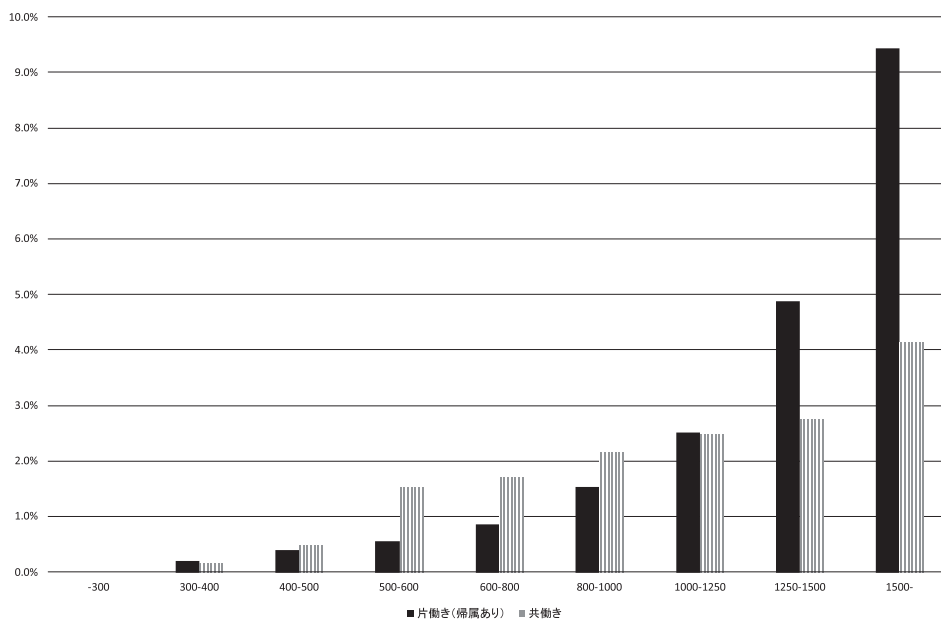
算方法は以下の通りである。

片働き世帯（帰属所得あり）

$$\text{所得税負担率} = \text{所得税負担額} / (\text{世帯主収入（年額）} + \text{帰属所得（192.8万円）})$$

共働き世帯（現行）

$$\text{所得税負担率} = \text{所得税負担額} / (\text{世帯主収入（年額）} + \text{配偶者収入（年額）})$$



出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。

図5 世帯類型別の所得税負担率

表3 Oldman and Temple 基準による評価（共働き世帯と片働き世帯比較）

所得階層 (万円)	基準評価
-300	負担なし
300-400	同レベル
400-500	×
500-600	×
600-800	×
800-1,000	×
1,000-1,250	同レベル
1,250-1,500	○
1,500+	○

出所：総務省統計局『平成26年全国消費実態調査結果』より作成。

図5は、共働き世帯、片働き世帯および帰属所得を考慮した片働き世帯の世帯レベルでの所得税負担率を計測した結果である。表3は、計測結果が Oldman and Temple の基準を満たしているかどうかを評価したものである。表における○印は、片働き世帯の方が共働き世帯よりも負担率が高いので、基準評価から適当であることを示している。×印は、片働き世帯の方が共働き世帯よりも負担率が低いので、基準評価から不適当であることを示している。

図5によると、共働き世帯と帰属所得を考慮した片働き世帯では、所得階層300万円～400万円階層の片働き世帯の負担率が0.04%だけ高くなっている。しかし、多くの世帯が含まれる400万円～1,000万円の世帯において、共働き世帯の負担率が帰属所得を考慮した片働き世帯よりも上回っている。これは、Oldman and Temple の基準からは評価できない負担水準となる。1,000万円～1,250万円所得階層の片働き世帯の負担率が0.03%だけ高くなり、1,250万円～1,500万円超の世帯では片働き世帯の負担率が高く、Oldman and Temple の基準から評価される負担水準となっている。

以上のことから現行の所得税制度は大多数の世帯が含まれる所得階層では帰属所得を考慮すると、片働き世帯に有利な制度になっていることがわかった。

4. さ い ご に

本稿では、まず、現在の所得税改革議論における配偶者控除制度のあり方について、これまでなされてきた政府税制調査会での論議と専門家の意見を概観した。政府税制調査会では、かつては配偶者の就労への中立性に対する矛盾や、女性の社会進出にともなう配偶者の家事労働への経済的価値などが議論されていた。最近では、配偶者控除廃止による財源での子育て支援や配偶者控除廃止にともなう、新たな夫婦控除の創設の議論がなされている。

配偶者控除の是非については、憲法による生存権保障、配偶者の最低生活費非課税、配偶者の内助の功などの要因から存続を支持する意見がある一方で、所得控除方式を採用している制度から所得格差の是正、女性の社会進出への恩恵の面より税額控除方式へ転換させる意見や廃止して児童税額控除を導入させるという意見があった。

配偶者控除の存在が、配偶者の労働供給に負の影響を及ぼしているかどうかについての分析では、廃止による既婚女性の労働供給は、わずかに増加する結果がえられていて、配偶者控除が拡大された税制改革によって有配偶の女性への有業率にわずかな正の影響があ

るといふ結果がえられている。

本稿では、配偶者控除の是非の議論における担税力の検討もおこなった。比較の対象としては同水準の世帯所得の共働き世帯と片働き世帯を取り上げた。分析結果から同じ所得の片働き世帯と共働き世帯であれば、片働き世帯は家事労働による帰属所得を得ているとみなすことができるので、片働き世帯が多くの負担をすべきであるが、現行制度では帰属所得に課税することができないので、片働き世帯に有利な税制になっていることがわかった。

参 考 文 献

- [1] 大石亜紀子（2003）「有配偶者女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』第39巻第3号，pp.286-300.
- [2] 鎌倉治子（2017）「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—配偶者控除の見直しをめぐって—（資料）」『レファレンス』第798号，pp.71-87.
- [3] 高橋新吾（2010）「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」『日本労働研究雑誌』第52巻第12号，pp.28-43.
- [4] 高山憲之・白石浩介（2017）「「多くが実質増税」は誤解」『経済教室』（2017年1月10日）日本経済新聞（朝刊）.
- [5] 土居丈朗（2016）「配偶者控除見直しで焦点となる増減税の境目」東洋経済オンライン（<http://toyokeizai.net/articles/-/134480>）（2016年9月6日）.
- [6] 内閣府（2011）『家事活動等の評価について—2011年データによる再推計—』内閣府経済社会総合研究所.
- [7] 林宏昭・橋本恭之・齊藤慎・本間正明（1989）「所得税の改革」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』第2章所収，pp.40-53，東洋経済新報社.
- [8] 樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦（2001）「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」『経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ（内閣府）』DP-01-4.
- [9] 藤田晴（1994）『所得税の基礎理論』中央経済社.
- [10] 本間正明・齊藤慎・跡田直澄・橋本恭之（1988）『'88税制改革のシミュレーション分析』政策構想フォーラム.
- [11] 三木義一（2017）「所得要件廃し，一律適用を」『経済教室』（2017年10月13日）日本経済新聞（朝刊）.
- [12] 森信茂樹（2017）「税負担の損得論を越えよ」『経済教室』（2017年1月12日）日本経済新聞（朝刊）.
- [13] 渡辺久里子（2013）「等価尺度の推計と比較—消費上の尺度・制度的尺度・OECD尺度—」『季刊社会保障研究』第48巻第4号，pp.436-446.
- [14] Oldman, O. and R. Temple (1960), Comparative Analysis of the Taxation of Married Persons, *Stanford Law and Review*, Vol.12, No.3, pp.585-605.